# 【表紙】

【提出書類】有価証券報告書の訂正報告書【根拠条文】金融取引法第24条の2第1項

 【提出先】
 近畿財務局長

 【提出日】
 平成20年11月4日

【事業年度】 第53期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社ソフト99コーポレーション

【英訳名】 SOFT99corporation

【電話番号】 06 (6942) 2851 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 土堤内 清嗣

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区谷町2丁目6番5号

【電話番号】 06 (6942)8761

【事務連絡者氏名】 専務取締役 土堤内 清嗣

【縦覧に供する場所】 株式会社ソフト99コーポレーション東京支店

(東京都千代田区外神田4丁目7番7号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出した第53期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書並びに平成19年9月26日に提出した第53期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書の訂正報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

#### 2【訂正事項】

第一部【企業情報】

## 第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

### 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線で示しております。

## 第一部 【企業情報】

## 第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

- 1.~8.<省略>
- 9. 取締役選任の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

10.株主総会決議事項を取締役会にて決議することができることとした事項及びその理由

当社は、機動的な資本政策を遂行することができるよう、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

当社は、株主の便宜を図るため取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当金として剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

## (訂正後)

- 1.~8.<省略>
- 9. 取締役選任の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

10.株主総会決議事項を取締役会にて決議することができることとした事項及びその理由

当社は、機動的な資本政策を遂行することができるよう、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

当社は、株主の便宜を図るため取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当金として剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその職務を遂行するに際し、能力を十分に発揮できる環境整備を目的とするものです。